

## 2014 年度 障害者小規模事業所対象研修会ご案内

テーマ：小規模事業所職員のための成年後見制度～事例を中心に～

誰にとっても相続の問題は大きな出来事。相続人が判断力のある人は意見を主張したり譲歩したりしながら手続は進みますが、判断力の乏しい知的障害をもつ人達の場合、本人になり代わり権利主張する必要が生じます。そこで成年後見の出番ですが、相続自体は財産管理業務の一つの代理業務であり、それ自体が後見人の使命ではありません。

成年後見審判は本人の「権利擁護」のため法制度を適用するという宣言です。「相続のための後見申立」を行うと家庭裁判所は動機を大切にしますが、それは後見人審判の本質ではありません。本来の目的は物言わぬ本人になり代わり成年後見人が「いのち」と「くらし」と「ゆたかさ」を守ることです。

職務内容は財産管理と身上監護です。財産管理は業務が明確で権利侵害もわかりやすいため後見業務の中心業務と考えられがちですが、知的障がい者の場合は「身上監護」が大きなウエイトを占めます。重度知的障がい者本人の「意向」とは、「自己決定」とは、そして「ゆたかな生活」とは何か、とても専門的で難しい問題です。後見人の独善で決めてはならず常に検証する必要があります。

今回の研修会では、身近な事例も基に成年後見人の役割と課題を考えていきたいと思ひます。

【講師】 那須 三郎 氏「あつぎ町社会福祉士事務所」 所長

### 【活躍状況】

社会福祉士。「ばあとなあ神奈川登録成年後見人」としてご活躍しています。

神奈川県職員として、県立の障がい者施設に勤務。退職後に厚木市内の地域作業所の代表や、育成会の会長、そして移動支援事業所やグループホームの立ち上げなどにも尽力されまた、足柄療護園（身体障害者の施設）の施設長も務められるなど幅広い活躍をされてきている方です。



【日 時】 2014年7月12日（土）10：00 から 12：00

【会 場】 神奈川県社会福祉会館 2 F  
第2会議室

横浜駅 徒歩5分

【申込方法】 メール又は FAX

メール：[syousakuren@sirius.ocn.ne.jp](mailto:syousakuren@sirius.ocn.ne.jp)

FAX: 045(290)0201

【定 員】 40名

【主 催】 (特非)

神奈川県障害者地域作業所連絡協議会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2

TEL 045-290-0501

..... 申 込 書 (FAX で申込を行う場合はこの申込書を切らずに送付ください。) .....

	氏 名	所 属	地区名 (市町村名)
2014 年度障害者小規模事業所対象研修会 2014 年 7 月 12 日 (土) 小規模事業所職員のための 成年後見制度 ～事例を中心に～			

締切:7月4日(金)ただし、定員なりしだい締切ります。